

○総務省令第三十八号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）を実施するため、電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年六月二十八日

総務大臣 野田 聖子

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(電気通信役務契約等状況報告等)

(電気通信役務契約等状況報告等)

第二条 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎四半期経過後一月以内(様式第一第二表、様式第二、様式第四、様式第五第二表、様式第六及び様式第十五の三の二によるものについては、毎報告年度経過後二月以内)に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務に関する当該四半期末(様式第一第二表、様式第二、様式第四、様式第五第二表、様式第六及び様式第十五の三の二によるものについては、当該報告年度末)の契約等の状況について、書面又は別に定める磁気ディスクその他これに準ずるもの(以下「書面等」という。)により総務大臣に提出しなければならない。

第二条 「同上」

報告対象役務

報告対象事業者

様式番号

〔略〕

F T T Hアクセスサービス

次のいずれかに該当する電気通信事業者

様式第八

- 一 光信号伝送用の端末系伝送路設備を設置して F T T Hアクセスサービスを提供する電気通信事業者(以下この項において「設備を設置して提供する事業者」という。)
- 二 他の電気通信事業者が設置した光信号伝送用の端末系伝送路設備と自らの電気通信設備を接続して F T T Hアクセスサービスを提供する電気通信事業者(以下この項において「接続により提供する事業者」という。)(共同住宅等内に V D S L設備その他の電気通信設備を用いる F T T Hアクセスサービスにあつては、当該電気通信設備を設置して F T T Hアクセスサービスを提供する電気通信事業者)

〔略〕

〔2〕4 略

〔2〕4 同上

様式第七(第2条第1項関係)

様式第七(第2条第1項関係)

電気通信役務契約等状況報告

電気通信役務契約等状況報告

プラン別契約数等

プラン別契約数等

サービスの種類 インターネット接続サービス

サービスの種類 インターネット接続サービス

年 月 日現在

年 月 日現在

事業者名

プラン	固定通信向け	移動通信向け
従量制		
定額制		
企業向け		
その他		
合計		
参考事項		

注1 インターネット接続サービスの契約をした者の数を記載すること。

【2～10 略】

様式第8 (第2条第1項関係)

第1表
【表 略】

【注1 略】

2 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものにあつては、当該電気通信設備を含めて提供している場合に限る。以下この様式において同じ。）には、当該電気通信事業者が当該卸電気通信役務を受けて提供する契約数を自らの契約数として含めること。なお、当該電気通信事業者の契約数を、当該電気通信事業者の住所に基づき都道府県別に把握できる場合には、当該都道府県ごとに自らの契約数として含めることとし、当該電気通信事業者の契約数を当該都道府県別に自らの契約数に含めているもの及びそうでないものごとくに、「参考事項」の項に当該電気通信事業者の数及び契約数の合計数を記載すること。

3 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合であつて、提供する卸電気通信役務が他の電気通信事業者から提供を受ける卸電気通信役務の場合（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものにあつては、当該電気通信設備を含めて提供を受ける場合に限る。）には、当該提供する卸電気通信役務を受けて他の電気通信事業者が提供する契約数を自らの契約数として含めないこと。

4 共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるFTHアクセスサービスを提供する電気通信事業者以外の者に対し、当該FTHアクセスサービスを提供する場合には、当該者の当該FTHアクセスサービスに係る契約数を自らの契約数として報告すること。ただし、当該者の当該FTHアクセスサービスに係る契約数を把握していない場合には、当該者が当該FTHアクセスサービスを提供する共同住宅等内の最大戸数を自らの契約数として報告することとし、「参考事項」の項にその旨を記載すること。

事業者名

プラン	固定通信向け	移動通信向け
従量制	()	()
定額制	()	()
企業向け	()	()
その他	()	()
合計	()	()
参考事項		

注1 インターネット接続サービスの契約をした者の数及び当該契約に付随してインターネット接続サービスの提供を受ける者の数の合計数を記載すること。なお、括弧内には、インターネット接続サービスの契約を締結した者の数を記載すること。

【2～10 同左】

様式第8 (第2条第1項関係)

第1表
【表 同左】

【注1 同左】

【新設】

【新設】

【新設】

5 [略]

6 [略]

7 注2及び注4に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

8 [略]

9 [略]

10 [略]

第2表

[表 略]

注1 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合に記載すること。

2 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合であつて、提供する卸電気通信役務が他の電気通信事業者から提供を受ける卸電気通信役務の場合（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものにあつては、当該電気通信設備を含めて提供を受ける場合に限る。）には、当該提供する卸電気通信役務を受けて他の電気通信事業者が提供する契約数を自らの契約数として含めないこと。

3～9 [略]

様式第8の2（第2条第1項関係）

[表 略]

[注1 略]

2 「1 卸元事業者別の卸契約数等」の卸契約数については、卸元事業者から提供を受けている卸契約数を記載することとし、複数の卸元事業者から提供を受けている場合は、卸元事業者ごとに卸契約数の多い順に記載すること。また、「最終利用者との契約数」については、報告対象事業者と最終利用者との契約数をF T T Hアクセスサービスの態様（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの又は共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの）ごとに記載すること。

なお、共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるF T T Hアクセスサービスを提供する電気通信事業者以外の者に対し、当該F T T Hアクセスサービスを提供する場合には、当該者の当該F T T Hアクセスサービスに係る契約数を自らの契約数として報告すること。ただし、当該者の当該F T T Hアクセスサービスに係る契約数を把握していない場合には、当該者が当該F T T Hアクセスサービスを提供する共同住宅等内の最大戸数を自らの契約数として報告することとし、「参考事項」の項にその旨を記載すること。

[3～5 略]

6 注2に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内

2 [同左]

3 [同左]

4 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

5 [同左]

6 [同左]

7 [同左]

第2表

[表 同左]

注1 他の電気通信事業者の電気通信事業の用に供するF T T Hアクセスサービスを提供している場合に記載すること。

[新設]

2～8 [同左]

様式第8の2（第2条第1項関係）

[表 同左]

[注1 同左]

2 「1 卸元事業者別の卸契約数等」の卸契約数については、卸元事業者から提供を受けている卸契約数を記載することとし、複数の卸元事業者から提供を受けている場合は、卸元事業者ごとに卸契約数の多い順に記載すること。また、「最終利用者との契約数」については、報告対象事業者と最終利用者との契約数をF T T Hアクセスサービスの態様（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの又は共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの）ごとに記載すること。

[3～5 同左]

6 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

容を記載すること。

[7 略]

様式第8の3 (第2条第1項関係)

電気通信役務契約等状況報告		
卸元事業者名等		
年 月 日現在		
サービスの種類 F T T Hアクセスサービス		
事業者名 法人番号		
再卸先事業者の法人番号		
卸元事業者名 番号	再卸先事業者名	再卸先事業者の法人番号
参考事項		

[注1～6 略]

様式第12 (第2条第1項関係)

電気通信役務契約等状況報告	
契約数	
年 月 日現在	
サービスの種類 三・九一四世代携帯電話アクセスサービス (再掲)	
事業者名	
契約数	提供する回線において、音声伝送役務が提供されていないもの
参考事項	

[注1・2 略]

3 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事

[7 同左]

様式第8の3 (第2条第1項関係)

電気通信役務契約等状況報告		
卸元事業者名等		
年 月 日現在		
サービスの種類 F T T Hアクセスサービス		
事業者名 法人番号		
再卸先事業者の法人番号		
卸元事業者名 番号	再卸先事業者名	再卸先事業者の法人番号
参考事項		

[注1～6 同左]

様式第12 (第2条第1項関係)

電気通信役務契約等状況報告	
都道府県別契約数	
年 月 日現在	
サービスの種類 三・九一四世代携帯電話アクセスサービス (再掲)	
事業者名	
都道府県	提供する回線において、音声伝送役務が提供されていないもの
合計	
参考事項	

[注1・2 同左]

3 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事

<p>業者の契約数を自らの契約数として<u>含めること。</u></p> <p>【削る】</p> <p>4 <u>注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。</u></p> <p>【削る】</p> <p>5 <u>【略】</u></p> <p>様式第14（第2条第1項関係） 【表 略】 【注1・2 略】</p> <p>3 他の電気通信事業者に対して、卸電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続により自ら設置した基地局を提供している場合は、「参考事項」の欄に提供している基地局数を記載すること。</p> <p>4 他の電気通信事業者から、卸電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続により基地局の提供を受けている場合は、「参考事項」の欄に提供を受けている基地局数を記載すること。</p> <p>5 <u>注3及び注4に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。</u></p> <p>【6 略】</p>	<p>業者の契約数を自らの契約数として含めること。なお、当該電気通信事業者の契約数を、<u>当該電気通信事業者の各契約者の住所に基づき都道府県別に把握できる場合には、当該都道府県ごとに自らの契約数として含めること。</u></p> <p>4 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、注2後段に基づき当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めているものと及びそうでないものごと、「参考事項」の項に当該事業者の数及び契約数の合計数をそれぞれ記載すること（「提供する回線において、音声伝送役務が提供されていないもの」に係る契約数は記載不要。）。</p> <p>5 <u>注4に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。</u></p> <p>6 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本工業規格都道府県コードの番号の順序によること。</p> <p>7 <u>記載する都道府県の数に及び、項を適宜増減すること。</u></p> <p>8 <u>【同左】</u></p> <p>様式第14（第2条第1項関係） 【表 同左】 【注1・2 同左】</p> <p>3 他の電気通信事業者に対して、卸電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続により自ら設置した基地局を提供している場合は、「参考事項」の欄に<u>電気通信事業者の別ごとに提供している基地局数を記載すること。</u></p> <p>4 他の電気通信事業者から、卸電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続により基地局の提供を受けている場合は、「参考事項」の欄に<u>電気通信事業者の別ごとに提供を受けている基地局数を記載すること。</u></p> <p>5 <u>注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。</u></p> <p>【6 同左】</p>
---	---

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成三十年七月一日以降である報告から適用する。